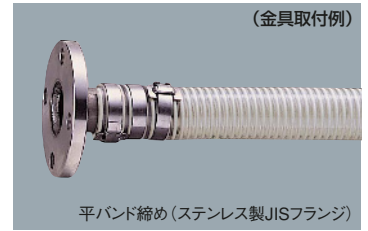
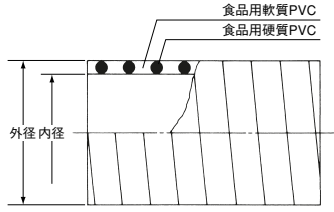
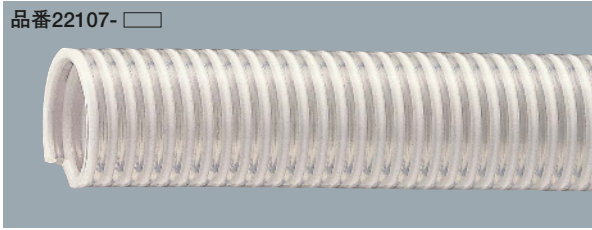


TAC SD-C食品

タックSD-Cシヨクヒン (TACSD-CF)

品番22107- □



標準寸法・物性

呼び径	内径 mm	外径 mm	参考質量 g/m	定尺 m	許容圧力 (常温) MPa (kgf/cm ²)	減圧変形温度 (-101.3kPa) (-760mmHg) ℃ 注1	許容曲げ半径 mm
25 {1}	25.4	31.2	340	50	0.50 {5.1}	65	240
32 {1½}	32.0	39.2	515	50	0.45 {4.6}	65	340
38 {1½}	38.0	46.0	655	50	0.40 {4.1}	65	350
50 {2}	50.8	61.0	1130	50	0.40 {4.1}	65	500
65 {2½}	63.5	74.8	1540	20・50	0.40 {4.1}	65	600
75 {3}	76.2	88.0	1900	20・50	0.40 {4.1}	65	775
※ 90 {3½}	88.9	100.5	2200	20	0.30 {3.1}	60	1065
100 {4}	101.6	115.8	3080	20	0.30 {3.1}	60	1150
※ 125 {5}	127.0	141.0	3660	20	0.25 {2.5}	60	1600
※ 150 {6}	152.4	167.8	5000	20	0.20 {2.0}	55	1900

※印のサイズ、及び全サイズのアース線入りは、特注品として受注生産致します。
詳しくは弊社までお問い合わせください。

注1. 減圧変形温度は使用温度を示すものではありません。

特長

- 無味・無臭で食品輸送に適しています。
- 非フタル酸系の可塑剤を使用しており、平成15年8月1日より施行された厚生労働省告示第267号に適合しております。
(この規定に違反し販売又は使用した場合6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。)
- 油脂及び脂肪性食品に使用できます。
(厚生労働省告示201号完全適合)

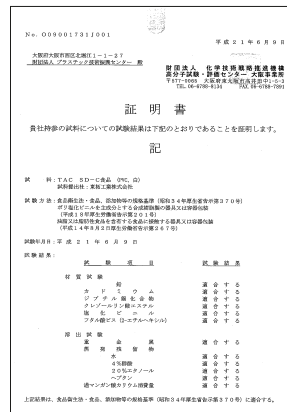
用途

- 清酒、焼酎、ビール、清涼飲料水の輸送。
- その他、食品輸送。
- 灯油、軽油、機械油等の輸送。
- サクシヨン・デリバリー共用です。

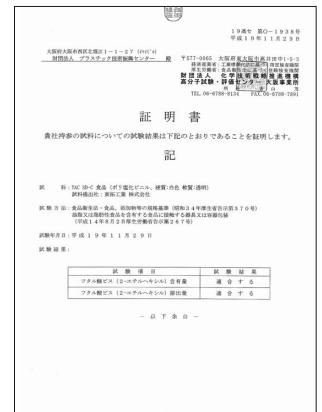
※食品用粉体の輸送時には、ホース外面に金属線(銅線など)を巻いてアース接続してください。
※ホース使用后、高濃度アルコール等の有機溶剤がホース内に滞留しないようにしてください。

＜油脂及び脂肪性食品について＞

食品衛生法で、油脂及び脂肪性食品とは「食品中又は食品表面の油脂及び油脂含量がおおむね20%以上で、乾燥した固形食品以外の食品、及びそれら油脂又は脂肪性を含有する食品」とされています。例として、牛脂、植物油、ハム、ベーコン、牛肉、豚肉、チョコレート、ポテトチップス、てんぷら、油揚げ、さつま揚げ、コロッケ、トンカツ、マヨネーズ、ドレッシング、チーズ、バター、ハンバーグ、ぎょうざ、からあげ、肉団子、カレー、ビーフシチュー、肉じゃが、野菜炒め、きんぴらごぼう、油や油揚げを含む煮物、ポテトサラダ、ドーナツ、ケーキ、クッキー、かりんとう、あげせんべいなどが挙げられます。



厚生労働省告示201号適合を証明するものです。



厚生労働省告示267号適合を証明するものです。

厚生労働省告示201号・267号について

第201号

(第20号を、「検査方法の変更及び規格値の明確化」を主旨とする変更)

対象製品：「器具及び容器包装関係」

対象物質：樹脂の種類毎に、材質試験と溶出試験が規定されている。

	材質試験	溶出試験
ポリ塩化ビニル	カドミウム・鉛・ジブチルスズ化合物・クレゾールリン酸エステル・塩化ビニルモノマー	重金属・過マンガン酸カリウム消費量蒸発残留物
ポリエチレン・ポリプロピレン	カドミウム・鉛	重金属・過マンガン酸カリウム消費量蒸発残留物

第267号

対象製品：「油脂又は脂肪性を含有する食品に接触する器具又は容器包装」

対象物質：DOP (フタル酸ビス (2-エチルヘキシル))

◎DOP (フタル酸ビス (2-エチルヘキシル))を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならないこと。

◎ただし、DOP (フタル酸ビス (2-エチルヘキシル))が溶出または浸出して食品に混和する恐れのないように加工されている場合は、前述の限りでないこと。

*当社塩ビホース「TAC SD-C食品」・「TAC SD-C耐熱食品」・「TAC SD-AS食品」は、DOPを使用しておりません。

*当社製品「TACエコライン」および「TACエコダクト」シリーズは、塩ビ製品に該当しないため、本号について対象外となりますが、DOPを含んでおりません。

(第267号の罰則規定)

この規定に違反し販売又は使用した場合6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。